

経 理 規 程

(平成 18 年 9 月 29 日・平成 18 年第 7 回理事会可決)

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規程は、特定非営利活動法人岡山NPOセンター（以下、当団体）の会計処理に関する基準を定め、会計業務を迅速に処理し、当団体の財政状態、収支の状態を明らかにして、能率的運営と活動の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 当団体の会計に関する事項は、定款に定めのある場合のほか、この規程を適用する。

(会計処理の原則)

第 3 条 会計の処理及び手続きは、特定非営利活動促進法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計年度)

第 4 条 会計年度は、定款に定める事業年度にしたがい、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(会計の区分)

第 5 条 会計の区分は次の通りとする。

- (1) 特定非営利活動に係る事業会計
- (2) その他の事業会計

(会計責任者)

第 6 条 会計責任者は会計担当理事とする。

(規格外事項)

第 7 条 この規程に定めない事項については、事務局長及び会計担当理事において協議し、代表理事の決済を得て指示するものとする。

(規程の改廃)

第 8 条 この規程を改廃する場合には、事務局長の上申に基づいて理事会の決済を受けなければならない。

(施行の細則)

第 9 条 この規程の施行に関する細則は別に定める。

第 2 章 勘定科目及び帳簿組織

(勘定科目)

第 10 条 貸借対照表及び収支計算書における勘定科目は別に定める。

(会計帳簿)

第 11 条 各会計の会計帳簿は、主要簿及び補助簿とする。

(主要簿)

第 12 条 主要簿とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 仕訳帳
- (2) 総勘定元帳

(補助簿)

第 13 条 補助簿とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 現金出納帳
- (2) 借入台帳
- (3) 会員台帳
- (4) 固定資産台帳
- (5) 寄付金台帳

(帳簿の照合)

第 14 条 補助簿の金額は、毎月末日に総勘定元帳の金額と照合しなければならない。

(帳簿の更新)

第15条 帳簿は、原則として会計年度ごとに更新する。

(帳簿書類の保存期間)

第16条 会計の関係書類の保存期間は、次の通りとする。ただし、法令が定める期間がこれを越えるものについては、その定めによる。

- (1) 決算書類永久
- (2) 予算書10年
- (3) 会計帳簿10年
- (4) 契約書・証憑書類10年
- (5) その他の書類10年

2. 保存期間は、会計年度終了のときから起算する。

3. 保存期間経過後に会計関係書類を処分するときには、会計責任者の承認を得なければならない。

第3章 金銭出納

(金銭の範囲)

第17条 この規程で金銭とは、現金及び預貯金をいい、現金とは通貨のほか、随時通貨と引き換えることができる小切手・証書などをいう。

(出納責任者)

第18条 金銭の出納・保管については、出納責任者を置くものとする。

2. 出納責任者は会計担当理事が任命する。

(出納の細則)

第19条 出納管理の施行に関する細則は、別にこれを定める。

第4章 固定資産

(固定資産の範囲)

第20条 固定資産とは、耐用年数1年超で、かつ、取得価額10万円以上の有形固定資産及びその他の資産とする。

(取得価額)

第21条 固定資産の取得価額は次の各号による。

- (1) 購入に係るものは、その購入価格に付随費用を加算した額
- (2) 贈与によるものは、そのときの適正な評価額

(固定資産の購入)

第22条 固定資産の購入に際しては、会計責任者及び代表理事の決裁を受けなければならない。

(固定資産の管理責任者)

第23条 固定資産の管理責任者は事務局長とする。

(固定資産の管理)

第24条 固定資産の管理責任者は、固定資産台帳を設けて、その保全状況及び移動について記録し、移動・毀損・滅失があった場合は会計責任者に報告しなければならない。

(登記及び付保)

第25条 固定資産のうち、不動産登記を必要とする場合は登記し、損害のおそれのある固定資産は、適正額の損害保険を付さなければならない。

(減価償却)

第26条 有形固定資産のうち、土地及び建設仮勘定を除き、毎会計年度、定率法（建物については定額法）により減価償却を実施するものとする。

(物品の管理)

第27条 物品として管理しなければならない消耗品・図書などは、固定資産に準じて備品台帳を設け、事務局長が管理するものとする。

(細則)

第28条 固定資産の減価償却及び管理の施行に関する細則については別に定める。

第5章 予 算

(予算の目的)

第29条 予算は、各会計年度の事業計画を明確な計数的目標によって表示し、事業の円滑な運営を図ることを目的として、収支の合理的な規制を行うものである。

(予算編成)

第30条 予算は事業計画案に従って立案し、調整及び編成は理事会において行う。

2. 予算は収支の目的、性質にしたがって大科目、中科目及び小科目に区分する。

3. 予算の決定は、総会の承認を得なければならない。

(予備費)

第31条 予測しがたい予算の不足を補うため、予備費として相当の金額を予算に計上するものとする。

(予算の執行)

第32条 予算の執行にあたって、小科目相互間の予算の流用は会計責任者の承認を得なければならない

2. 予備費を支出する必要があるときは、代表理事の承認を得て行い、理事会に報告しなければならない

(予算の補正)

第33条 予算の補正を必要とするときは、代表理事は補正予算を作成して、理事会の承認を得なければならない。

第6章 決 算

(目的)

第34条 決算は、一定期間の会計記録を整理し、当該期間の収支を計算するとともに、その期末の財政状態を明らかにすることを目的とする。

(決算書の作成)

第35条 会計責任者は、毎会計年度終了後、速やかに、次の決算書類を作成し 理事会に提出しなければならない。

(1) 財産目録

(2) 貸借対照表

(3) 収支計算書

2. 決算書類は理事会及び総会の承認を得なければならない。

付 則

1. この規程は平成18年9月29日から施行する。

2. 平成 年 月 日、一部変更。(平成 年第 回理事会)